







玖珠駐屯地樹木剪定伐採

玖珠駐屯地業務隊

工事件名	玖珠駐屯地樹木剪定伐採					図番	
図面名称	表 紙					縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理		作成	
							

仕 様 書

- 1 件 名 : 玖珠駐屯地樹木剪定伐採
- 2 場 所 : 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 2 4 9 4 陸上自衛隊玖珠駐屯地
- 3 期 間 : 契約締結日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 4 概 要 : 以下に示す樹木の剪定・伐採及び伐採木、剪定枝（以下、発生材）の処分

(1) 伐採樹木

スギ	140本
サクラ	67本
カイツカ	86本
クヌギ	7本
クリ	6本
カエデ	6本
モミジ	2本
エノキ	2本
モクセイ	1本
クワ	1本
カキ	1本
イヌツゲ	1本
イヌマキ	1本
ウルシ	1本
ヒノキ	1本

(2) 剪定樹木

スギ	10本
----	-----

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書・図面及び関係法令諸規則に基づき実施するものとする。また、図面及び仕様書に記載無き事項でも、作業上当然必要なことは、受注者の負担において行うこと。
- (2) 請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、全作業員に対して安全教育を実施し、安全に留意し、事故及び災害の防止に努めること。
- (3) 請負業者は、本作業の実施によって自衛隊の施設等に対し損害を与えた場合は、損害事項に対して賠償するものとする。
- (4) 作業に必要な場所以外には、立ち入らないこと。
- (5) 作業前、作業中、完了後及びその他必要箇所毎に撮影し、写真帳（A4版、プリント可）に整理し、作業後速やかに提出すること。
- (6) 本仕様書及び図面に記載無き事項で疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (7) 受注者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成、提出するものとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (8) 本作業の出入門時間は、8時30分～17時00分とする。

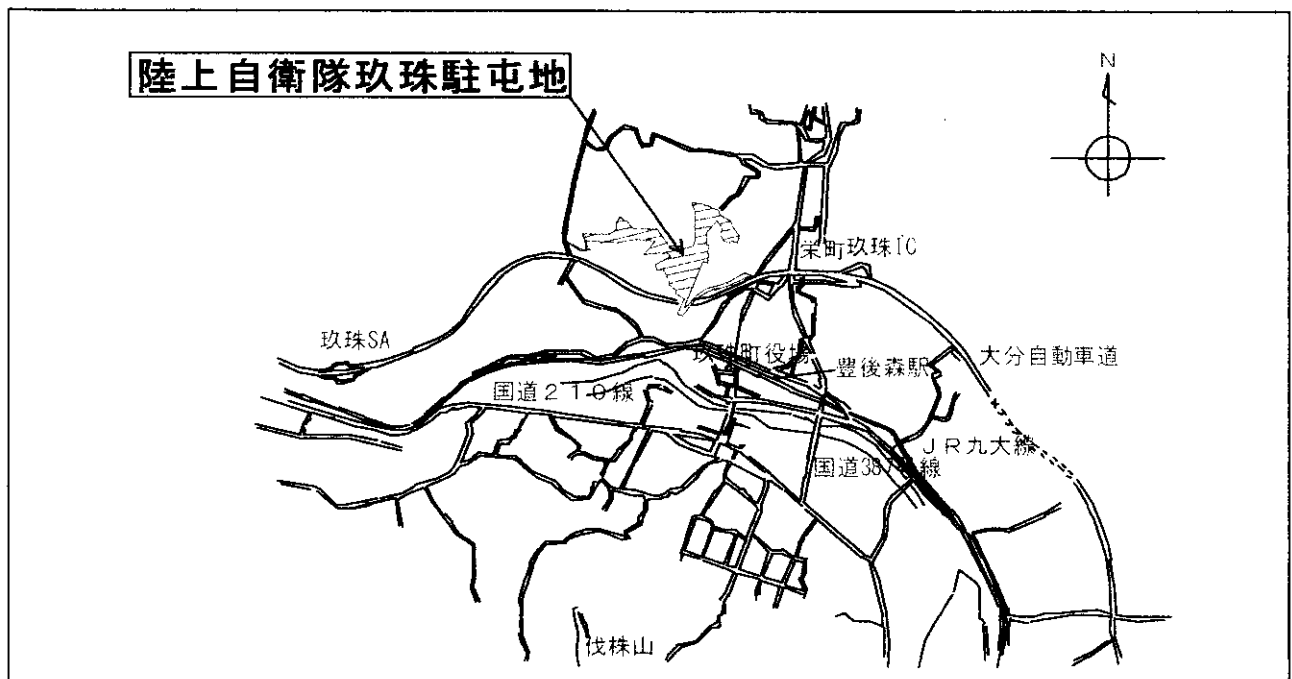
6 特記事項

- (1) 本作業で発生した発生材は、関係法令に基づき適切に処分すること。処分完了後、処分完了を証明できる書類（計量証明書及びマニフェストE票（写）等）を監督官に提出すること。また発生材の処分場等への持ち込みに必要な調整及び加工作業については、受注者が実施すること。
- (2) 作業の際に外柵及び門扉を一時撤去する必要がある場合は、仮設の柵を設置し、作業後撤去した外柵を復旧すること。
- (3) 伐採位置はGLから30cmの高さ以内とする。細部は監督官と調整の上実施すること。

7 提出書類

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 工程表 | 1部（契約後すみやかに） |
| (2) 着手通知書 | 2部（契約後すみやかに） |
| (3) 完了通知書 | 2部（完了後すみやかに） |
| (4) 現場代理人届 | 1部（契約後すみやかに） |
| (5) 契約金額内訳明細書 | 1部（契約後すみやかに） |
| (6) 作業日誌 | 1部（完了後すみやかに） |
| (7) 打合せ簿 | 1部（必要時のみ） |
| (8) 作業写真 | 1部（完了後すみやかに） |
| (9) 発生材の処分完了を証明できる書類 | 1部（完了後すみやかに） |
| (10) その他指示された書類 | 1部（その都度） |

- 8 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。



案内図 S=1/X

